

原発民事差止訴訟の判断枠組み

2016.3.20 志賀原発訴訟弁護団 弁護士 岩淵 正明

1. 福島原発事故の衝撃

(1) 原発被害の特殊性を再確認

深刻・広範囲・長期・不可逆性

大きな自然災害・戦争以外とは対比できない（大飯判決）

(2) 科学の不確実性の再認識 想定できなかったM9の地震

(3) トランスサイエンスの再認識

想定しなかった非常用電源機の長期間喪失・シビアアクシデント

2. 司法の「反省」と変化

国民の期待・裁判所の動き・元裁判官の述懐・学者の動向

→厳しく見ていくことは一致するが、どこを厳しくするかが問題

3. 司法の変化 その1 伊方最判からのアプローチ

(1) 被告が、安全性に欠ける点がないことを主張・立証すべきである

(2) 国の規制に合致するだけでは安全性に欠ける点がないことを立証したことにはならない（変化）

(3) 求められる立証の内容と程度

・規制委員会で科学的・経験的合理性ある異論が検討され、保守的に判断されていること

・電気事業者が異論を排除する特段の合理的理由がある（合理的疑いがない）ことの立証必要

→高浜大津地裁仮処分（16.3.9）は後者を否定（変化）

4. 司法の変化 その2 立証命題の再構築からのアプローチ

(1) 民事訴訟の原則として、原告が具体的危険性を主張・立証すべきである

(2) 具体的危険の可能性（危険の発生が否定出来ない）があることが立証されればよい

高浜福井地裁判決（14.5.21） 具体的危険性がありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる

5. 勝訴判決に共通する思考型式

(1) 原発被害の甚大性・特殊性を前提とする

(2) 科学論争（どちらの科学的主張が正しいか）には踏み込まない。

元裁判官の述懐。権威ある説に傾く。

(3) 規制基準の限界を踏まえている。（科学の不確実性、トランスサイエンス）

(4) 実質的に厳格な安全性を要求する。

6. 福島原発事故後の司法判断の流れ

(1) 安全性を厳しく判断する流れと福島原発事故前の判断枠組みを変更しない流れ

実質2勝2敗

(2) 参考 福島原発事故前の原発判断

2勝31敗

→流れは明らかに変わってきている

以上